

# 国民年金だより



## 国民年金付加年金制度の お知らせ

第1号被保険者および任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料（平成29年度16,490円）にプラスして付加保険料（月々400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せし受け取ることができます。

付加年金の受け取れる額は、200円×付加保険料納付月数となります。付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。1か月でも1年でも自由に加入できます、やめることができます。

- 月々の保険料を納付書で納める場合
- 付加保険料の納め方

付加保険料は申し出した月分から納めて頂くことになります。

## 付加年金納付額と受けとり額早見表

付加加入年数と保険料納付額	付加年金受取額（年額）	2年間で受け取る付加年金額
1年 4,800円 ⇒	2,400円 ⇒	4,800円
10年 48,000円 ⇒	24,000円 ⇒	48,000円
20年 96,000円 ⇒	48,000円 ⇒	96,000円
30年 144,000円 ⇒	72,000円 ⇒	144,000円
40年 192,000円 ⇒	96,000円 ⇒	192,000円

## 2年間で納めた保険料と同額になりその後はお得です！

- 国民年金保険料を前納で納付済みの場合

後日送付される付加保険料の納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

後日送付される付加保険料込みの納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

- 月々の保険料を納付書で納める場合
- 付加保険料の納め方

付加保険料は申し出した月分から納めて頂くことになります。

**付加保険料を納める際の注意点**

①付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められています。  
②月末が土曜日、日曜日、休日などにあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関などの営業日となります。

付加保険料の納付を希望される方は、役場窓口でお申込みください。

⑤国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることができません。

限から2年間は付加保険料を納めることができます。  
④付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。



◇お問い合わせ先  
住民課戸籍年金医療グループ  
電話 34-12121内線413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話 0166-72-5002